3　輸入者は、要求の基礎となる原産地に関する証拠書類が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、輸入締約国の税関当局により求められる方法で輸入のための税関への申告書を修正し、及び納付すべき関税を納付すべきである。

4　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、自国の関係法令に従い、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、当該原産品が第三・八条に規定する原産品に関する要件を満たしていることについての証拠の提出を要求することができる。

5　各締約国は、輸入者が輸入締約国の法令に従い次の事項について申請することができることを定める。

(a)　オーストラリアについては、輸入者が産品の輸入の際に関税上の特恵待遇を要求しない場合には、当該産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税の還付。ただし、2(b)及び(c)に規定する要件が満たされていることを条件とする。

(b)　日本国については、輸入者が原産品の輸入の際に原産地に関する証拠書類を所持していない場合には、関税上の特恵待遇のための担保の支払による原産地に関する証拠書類の提出の一時的猶予。当該担保は、輸入締約国の税関当局に原産地に関する証拠書類を提出した際に解除される。

第三・十八条　原産地に関する証拠書類の免除

各締約国は、次に規定する産品の輸入については原産地に関する証拠書類の提出を要求されないことを定める。ただし、当該輸入が第三・十五条から前条までに定める原産地に関する証拠書類に係る義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　オーストラリアについては千オーストラリア・ドルを超えない課税価額又はオーストラリアが定める額を超えない課税価額の産品の輸入、日本国については十万円を超えない課税価額又は日本国が定める額を超えない課税価額の産品の輸入

(b)　輸入締約国が原産地に関する証拠書類に係る義務を免除した産品の輸入

第三・十九条　誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置

各締約国は、自国の法令に従って、誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類が使用され、又は送付されることを防止するための適当な措置を定め、又は維持する。

第三・二十条　記録の保管に関する義務

1　各締約国は、次のことを定める。

(a)　原産地証明書の発給を受け、原産地証明文書を作成し、又は第三・十五条3(b)若しくは(c)若しくは第三・十六条1(b)若しくは(c)に規定する書面若しくは電子的手段による申告を提出した輸出者又は生産者は、原産地に関する証拠書類の発給又は作成の対象である産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録を、輸出締約国の関係法令に従って、五年間保管する。

(b)　関税上の特恵待遇を要求する輸入者は、

(i)　その関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明書又は当該原産地証明文書の原本又は写しを含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。

(ii)　その関税上の特恵待遇の要求が当該輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明文書の原本又は写し及び当該原産地証明文書の対象である産品が原産品であることを示すために必要な他の全ての記録を含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。

(c)　輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、原産地証明書に関する全ての関係文書を、当該輸出締約国の関係法令又は認定に係る要件に従って五年間保管する。

2　この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。

第三・二十一条　原産品であることについての確認

1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、利用可能な資源の範囲内で、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地に関する証拠書類についての情報を確認するために相互に支援する。

2　輸入締約国の税関当局は、一方の締約国に他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、次のいずれかの手段により確認手続を行うことができる。

(a)　輸入者に対し、情報を書面により要請すること。

(b)　輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対し、当該輸出締約国の利用可能な資源の範囲内で原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請すること。

(c)　輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものに対し、情報を書面により要請すること。

(d)　次条の規定に従って、輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものの施設に原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うこと。

3　2(b)及び(c)の規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から四十五日間又は両締約国が合意するその他の期間を与える。

4　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を受ける適格性についての2の規定に基づく確認を六箇月以内に完了するよう努める。当該輸入締約国の税関当局は、2に基づく確認が完了したときは、次のものに対し、自己の決定並びに当該決定に係る法的根拠及び事実認定に関し書面による通報を行う。

(a)　2(a)から(c)までのいずれかの規定に基づき情報を書面により要請した場合には、情報の提供を要請された輸入者、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局

(b)　2(d)の規定に基づき原産品であるか否かについての確認のための訪問を実施した場合には、輸出締約国並びに施設への訪問を受けた輸出者及び生産者

第三・二十二条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　前条2(d)に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問は、輸出締約国が定める条件に従って実施される。

2　1に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問に先立ち、

(a)　輸入締約国は、輸出者又は生産者の施設への当該原産品であるか否かについての確認のための訪問に関し、この訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに、輸出締約国に対し書面による要請を行う。

(b)　輸出締約国は、(a)に規定する要請の受領の日から三十日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、当該輸入締約国に対し書面により回答する。当該輸出締約国は、その施設への訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2(a)に規定する書面による要請には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該要請を送付する税関当局を特定する事項

(b)　当該要請が送付される輸出者又は生産者の氏名又は名称

(c)　当該書面による要請が行われた日

(d)　訪問の実施を希望する日及び場所

(e)　要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地に関する証拠書類に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）

(f)　訪問に参加する輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職